「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂案)」に対する意見の概要と意見に対する考え方

No.	マニュアル箇所	意見の概要	件数	考え方
1	3.1.2 注息喚起 第3音	初期対応者等への注意喚起及び防護については、作業に伴う周辺環境への石綿の飛散防止というよりも、作業者の石綿ばく露防止の側面が強いと考えられることから、作業従事者の作業環境・労働安全の管理・監督責任を有する部署が 実施することが適当である。	1	初動対応者等への注意喚起は、発災直後の石綿飛散・ばく露防止対策 の一環として記載しています。 必要な者に情報が確実に到達するよう、自治体においても関係部局の連 携により周知を図っていただきたいと考えています。
2	,第2章 3.1.2 注意喚起	「救護活動や障害物撤去等の担当部署と連携して、平時の講習会等の機会に、これらの作業に従事する可能性のある者に対し、石綿ばく露防止に係る情報を周知しておくことが望ましい」とされているが、住民自身や避難誘導にあたる者等も、周知の対象とするべきである。	2	ご指摘を踏まえ、平常時からの石綿に関する情報の周知について、第2章1.概要に追記することとしました。 (変更前) 「・・・ことが望ましい。」 (変更後) 「・・・ことが望ましい。また、平常時から、自治体関連部署の職員、解体工事業者、廃棄物処理業者等に対し、石綿に関する情報の周知を行うとともに、住民に対する普及啓発に努めること。」
3	第2早 3.1.3 応急対応	「石綿含有建材に関する知識を有する技術者等」として「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」、「技術者等が所属する企業・団体等」として(一社)JATI協会が挙げられているが、(一社)JATI協会(旧石綿協会)は石綿含有建材を製造販売してきた団体であり、日本アスベスト調査診断協会はJATI協会が運営しているアスベスト診断士の団体である。発がん物質を拡散して利益を受けてきた者が、発がん性が問題になった後に調査で利益を得ることは、社会的なモラルに反しており、これらを除く必要がある。	4	アスベスト診断士は、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等と認められることから、これを例示しています。
2	場・損壊に伴う石綿のばく露防	「災害発生時の建築物の倒壊・損壊に伴う石綿のばく露防止対策として、住民等への呼吸用保護具(以下、防じんマスク)の配布が必要となる可能性があることから、自治体(大気汚染防止法所管部署)は、防災担当部署等の関係部署と連携し、配布担当部署の明確化等迅速な対応のための体制整備を図るほか、防じんマスクの備蓄又は入手先の確保について検討する必要がある」とされているが、これは、防災担当部署が中心となって担当するべき内容であり、防災担当部署の連携先も大気汚染防止法所管部署ではなく、教育委員会や、市民手続所管部署等が主になると予想される。	1	本マニュアルは、災害時における環境中への石綿飛散防止を目的として 作成していますが、地震発生時の建築物等の損壊による飛散など、飛散 防止対策が行えない状況があることを考慮して、一部はばく露防止措置 により対応することとしています。 ご指摘の箇所については、そのような観点から記載しているものです。 なお、防じんマスクの調達や配布に関して、防災担当部署等が実施することを妨げるものではありませんが、その場合であっても、大気汚染防止法 担当部署も十分な情報共有や連携協力が必要です。
Ę		マスクの備蓄について、「防じんマスクの備蓄又は入手先の確保について検討する必要がある。」とされているが、「備蓄 し、入手先の確保についてあらかじめ決定しておく」とすべき。	1	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (変更前) 「防じんマスクの備蓄又は入手先の確保について検討する必要がある。」 (変更後) 「状況に応じ、防じんマスクの備蓄又は入手先の確保を行う必要がある。」
(、第3章 3.2.6 確認調査の実施	石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力要請について、「環境省と協議する」とされているが、環境省との協議の窓口及び協議内容等が不明なため明記してほしい。	1	「環境省との協議」は、環境省(水・大気環境局大気環境課)が必要に応じ 自治体による技術者等への協力要請を支援するとの趣旨であるため、以 下のとおり修正しました。 (変更前) 「協力要請について環境省と協議する」 (変更後) 「環境省(水・大気環境局大気環境課)と相談しつつ、調査範囲、内容及 び期間等を明らかにして、協力要請を行う。」

No.	マニュアル箇所	意見の概要	件数	考え方
7	第3章 5.2 建築物等の所有者等によ る応急措置が困難な場合の対 応	「建築物等の所有者・管理者が遠方に避難している等の事情により、所有者・管理者による応急の飛散・ばく露防止措置が困難な場合は、所有者からの依頼に基づいて、自治体が応急措置を実施することとする」とあり、ここでいう自治体については、「大気汚染防止法所管部署のほか、大気汚染防止法所管部署との連携のもと、市町村の建築部局や環境対策担当部局が実施することが考えられる。」とされている。 大気汚染防止法所管部署は大気汚染防止法に基づく飛散防止措置等が適正か審査及び監視指導を行うが、応急措置を行う立場にはない。 また、解体等によらない石綿の飛散防止については大気汚染防止法の定めはなく、技術的にも作業を行うことは不可能であるため、応急措置の実施が可能な別の部署を中心とするべきである。 仮に、大気汚染防止法所管部署が中心となるとしても、解体業者等の技術者の協力を得て行うという内容にしなければ実効性が伴わないと考えられる。	1	本マニュアルは、災害時における大気環境中への石綿飛散及びそれによるばく露の防止を目的として作成しています。このため、自治体において石綿に係る大気環境保全を担当していると考えられる大気汚染防止法所管部署を、基本的な担当部署として示したものです。 災害の状況や自治体の体制によっては、本マニュアルに記載した対応を大気汚染防止法担当部署以外の関連部署で行うほうが効果的・効率的であることも考えられることから、最初に「法令等に基づく措置を除き、各自治体の組織・体制に応じて対応部署を変更することを妨げるものではない」としているところです。
8	第3章 5.2 建築物等の所有者等によ る応急措置が困難な場合の対 応	行政が応急措置を実施するのは緊急の場合に限られる。所有者・管理者の責任を明確にするためにも、遠方に避難して いる等の事情による所有者等からの依頼に基づく自治体の応急措置について記述する必要はないと考える。	1	東日本大震災の発生時において、建築物所有者が遠方に避難し、所有 者による応急措置を求めることができない状況がみられたことから記載し たものです。通常は、建築物所有者自身が措置する必要があります。
9	第3章 5.1 基本的対応	「建築物等の倒壊・損壊に伴う応急の飛散・ばく露防止措置は、原則として建築物等の所有者・管理者が行うこと」、「公道等の立入禁止措置については、関係部署等との協議の上、自治体(大気汚染防止法所管部署等)が実施すること」とあるが、これは、道路管理部署でなければ実施できない内容であり、大気汚染防止法所管部署と記載されている理由が不明である。	3	ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (変更前) 公道等の立入禁止措置については、関係部署等との協議の上、自治体 (大気汚染防止法所管部署等)が実施すること (変更後) 公道等の立入禁止措置については、石綿露出状況の確認を行った部署 から公道等の管理者に連絡し、措置を要請すること
10	第4章	環境モニタリングは環境中に石綿が飛散していないことを確認するために行うものであり、石綿の飛散が疑われる濃度の 目安やその濃度が検出された場合の対応についてもマニュアルにおいて言及すべき。	1	参考資料2に被災地及び被災地以外の一般環境大気中の石綿濃度のモニタリング調査結果を掲載しています。測定値が異常かどうかの確認の際に、これらをご活用ください。
11		アスベストモニタリングについて熊本地震の例が示されているが、アスベストモニタリングマニュアルには災害時を想定した記載がないため、まずは災害対応として最も標準的な分析方法の例を示してほしい。	1	本改訂案では、災害時の大気中のアスベスト濃度測定について、基本的にはアスベストモニタリングマニュアルに定める一般環境又は解体現場等における測定法によることとしています。しかし、災害時には迅速な測定が求められる場合があることから、位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/蛍光顕微鏡法の活用を求めるとともに、専門家による検討を受けた方法として、環境省による熊本地震時の大気中石綿濃度モニタリングの方法を紹介しているものです。 上記の趣旨が明確になるよう、修正しました。
12	第4章 4. 測定の方法	「総繊維数濃度が1f/Lを超過したときにはアスベストモニタリングマニュアルに規定している位相差/偏光顕微鏡法による確認を行う。」とあるが、位相差/偏光顕微鏡法はマニュアル4.0版では参考資料の中の例の一つとして示されているに過ぎず、規定しているとは言えない。文中の「規定している」は「紹介している」に変えるべき。	1	平成29年7月にアスベストモニタリングマニュアルの改訂を行い、位相差 /偏光顕微鏡法を「発生源近傍及び集じん・排気装置出口における漏え い監視・管理のための測定方法」のひとつに位置付けていることから、ご 指摘の箇所については原案のままとします。
	第5章 5.2 届出 表5.7 石綿含有建材を使用し た建築物の解体等の届出に係 る法令の規定	「建築物の解体等に際しては、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律や、建築基準法の規定による届出が必要となる場合があるので留意すること」とあるが、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則のみが紹介され、国土交通省所管の届出には触れられていないのはなぜか。	1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出は、分別解体や建設資材廃棄物の再資源化のための届出であり、石綿含有建材の除去作業に係る届出とは言えないことから、表中には記載していません。
14	第5章 6. 解体等工事発注時の留意 事項	解体等工事発注の留意事項として、十分に水をまくこと、レベル3建材は現場で破砕せず廃棄物処分場に運ぶことを加えるべき。	1	ご指摘の点については、石綿の飛散・ばく露防止に関する事項として、本マニュアル第7章に示しているところです。

No.	マニュアル箇所	意見の概要	件数	考え方
15	第6章	解体工事の際は、災害時の倒壊のリスク調査で使われているような、はっきりとしたマークを使用すべき。	1	解体工事の際には、大気汚染防止法により、事前調査結果の掲示が既に義務付けられているところです。
16	第7章 5. 石綿含有廃棄物等の解体 等工事現場における保管及び 搬出	熊本地震における教訓を踏まえ、通常のフレコンバッグではなく、なるべく割らない状態で運搬するようにマニュアル化すべき。また、厚労省の通達に沿った方法での搬出方法を指示すべき。	1	本マニュアル7章3. において、「石綿含有成形板等の除去を行う場合は、原則として切断や破断は行わず、湿潤化後に手作業によって丁寧に取り外す」など、石綿含有成形板等の除去に係る飛散防止措置を記載しています。
17	第9章 3.受入れ基準の設定 4.石綿含有廃棄物の一時保管 5.仮置場における分別・保管	石綿含有廃棄物の一時保管や仮置き場を、震災後授業再開可能な学校の校庭や周辺に設置すべきではない。	1	仮置場設置場所は周辺環境に考慮して選定いただく旨を災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省廃棄物・リサイクル対策部)において記載し、自治体に対して周知しています。 また、飛散性の高い災害廃棄物を仮置場に搬入、保管する場合には、散水等の飛散防止対策を講じることとしています。
18	第12章 2.2 解体等工事情報の把握	「情報を円滑に入手するため、解体工事が開始される前に、被災市町村等の関係機関と協議しておくことが必要」とされているが、大規模地震等災害発生時を想定すると、あらかじめ情報共有体制を整備しておくことが望ましいと考えられる。そのため、解体工事の場所・工事の情報を所有している各部署に対して、情報提供が円滑にされるよう国から通知を出す等の対応をしたうえで、平時から関係機関間において情報共有体制を整備しておく必要がある。	1	平時からの情報共有体制の整備については、マニュアル第2章に記載しています。
19	第2章 3.2 建築物等の解体・補修時 の石綿飛散防止に係る指導体 制の整備	大気汚染防止法所管部署は、設計図書の紛失等による石綿含有建材の使用情報の不足、建築物等の倒壊等に伴う危険性の増大や物理的な障害への対策として、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を整備しておくこととされている。 しかし、大気汚染防止法では発注者や受注者に対して、届出及び事前調査の義務や、立入が危険な場合やあらかじめ石綿の除去が困難な作業については散水かこれと同等以上の効果を有する措置を講ずるという作業基準が定められている。 よって、所有者や受注者等に対する指導方針を大気汚染防止法所管部署で策定する必要性はない。	1	被災建築物等の解体・補修時の石綿飛散防止対策については、大気汚染防止法に定められた事項以外にも、石綿による大気汚染の防止に関して、災害時に考慮が必要となる事項があります。このため、大気汚染防止法所管部署が中心となり、本マニュアルの記載事項を参考に指導方針をあらかじめ定めておくことが望ましいと考えています。
20	第3章 (※3-4)【参考】応急危険度判 定	「改訂前の本マニュアルでは、石綿露出状況の把握は応急危険度判定時に行うこととしていたが、その後の災害においてこれを行うことが困難な状況がみられたことから、改訂に当たり、原則として自治体(大気汚染防止法所管部署)が石綿露出状況の把握を行うこととした」とされている。 困難な状況とは、応急危険度判定の際の工夫が中心となるべき事項であるように思えるが、具体的にどのような状況なのか。また、その困難な状況は大気汚染防止法所管部署であれば解決できるのか、大気汚染防止法部局でなければ解決できないのか。	1	平成28年5月の総務省の行政評価・監視に基づく勧告では、総務省の調査対象となった東日本大震災の被災市7市のうち5市では応急危険度判定を実施しておらず、応急危険度判定を行った2市も石綿の確認は行っていないこと、県に対する調査でも、建築物の倒壊の危険を短時間で判定する中で石綿の調査を行うことは現実的でないなど否定的な見解が多かったこと等から、応急危険度判定時のアスベスト調査の実効性を含め、本マニュアルの見直しを行うよう求められています。このため、今回の改訂では、応急危険度判定とは別に、石綿露出状況の調査を実施することとしています。なお、本マニュアルにおいては、応急危険度判定時に石綿の露出が把握された場合には、関係部署間でその情報を共有するよう求めています。
21	第2章 3.1.3 応急対応	「災害発生時に応急対応を速やかに実施するため、自治体(大気汚染防止法所管部署)は、防災担当部署、建築指導法所管部署、応急危険度判定担当部署等の関連部署及び市町村の環境対策担当部署等と調整の上、平時から、石綿露出状況等の把握方法を整理し、情報の受入れ・伝達体制を構築しておく必要がある」とされている。これは大規模建築物における吹付け石綿調査やアスベスト台帳により、平時から吹付け石綿使用状況を把握し、建築基準法で使用建築物における吹付石綿の除却義務等の規定を担当している建築基準法所管部署が中心となるべき事項であり、あえて大気汚染防止法所管部署が実施することが望ましいとする理由が不明である。	1	
22	第3章 3.1 石綿露出状況等の把握フローと情報受入れ・伝達体制	「石綿露出状況の確認調査は、自治体の大気汚染防止法所管部署が実施することが望ましい。建築物所有者への指導・助言や自治体による応急措置は、大気汚染防止法所管部署との連携のもと、市町村の建築部局や環境対策担当部局が実施することも考えられる」とされているが、現地確認や応急対策は、建築物に関する専門知識を持ち、アスベスト台帳や建築確認台帳等の情報を保有している建築基準法所管部署が行うべきであり、あえて大気汚染防止法所管部署が実施することが望ましいとする理由が不明である。	1	

No	. マニュアル箇所	意見の概要	件数	考え方
2	第3章 3 3.2.4 吹付け石綿等を使用して いる可能性のある建築物等の 特定	大気汚染防止法所管部署が実施することが望ましい石綿露出状況等の把握手順の一つとして「アスベスト台帳、建築確認台帳、大気汚染防止法の届出履歴等から、石綿が使用されている可能性のある建築物等を特定する」とされているが、大気汚染防止法の届出履歴から石綿使用の可能性についての特定は不可能である。解体であれば建築物はなくなっており、改修であれば除去の届出があったとしてもそれが建物の全て否かは不明であり、届出が不要な場合もありえる。 建築基準法所管部署より圧倒的に少ない情報しか持たない大気汚染防止法所管部署が実施することが望ましいとする理由が不明である。	1	
2	4 第3章 3.2.6 確認調査の実施	大気汚染防止法所管部署が実施することが望ましい石綿露出状況等の把握手順の一つとして「石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て、石綿露出状況等の調査を実施する」とあり、技術者等とは、国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び日本アスベスト調査診断協会に登録された者等とされている。アスベスト台帳や建築確認申請等情報も活用しつつ、国土交通省所省の建築部局が行うべきであり、国土交通省が資格を与えた者への依頼を大気汚染防止法所管部署が中心となって行う理由が不明である。また、「これらの技術者や、技術者の所属する団体等と事前に協定を結んでいない場合は、必要に応じ、協力要請について環境省と協議する」ともあるが、これについても、当該調査について国土交通省所掌の部署が中心となって行うのであれば、環境省と国土交通省での協議は不要になり、より迅速に災害対策が実施できるのではないか。	1	本マニュアルは、災害時における大気環境中への石綿飛散及びそれによるばく露の防止を目的として作成しています。このため、原則として、自治体において石綿に係る大気環境保全を担当している大気汚染防止法所管部署を担当部署として示し、関連する法令の所管部署との連携及び情報共有を行う必要があることを記載しています。 自治体の組織・体制によっては、本マニュアルに記載した対応を大気汚染防止法所管以外の部署が行うほうが効果的・効率的であることも考えられることから、「法令等に基づく措置を除き、自治体の組織・体制に応じて対応部署を変更することを妨げるものではない」としていますが、この場合に
2	第3章 5 3.2.7 建築物等の所有者・管理 者への情報の伝達	確認調査の結果、石綿の露出等が確認された場合は、建築物等の所有者または管理者に連絡し応急対応を実施させるとされている。 その際、「建築物所有者への連絡及び指導・助言は、大気汚染防止法所管部署が行うことが望ましいが、これが困難な場合には、大気汚染防止法所管部署との連携のもと、市町村の建築部局や環境対策担当部局が実施することも考えられる」とされているが、大気汚染防止法所管部署は発注者から届出があった場合を除き、建築物所有者の把握等を行っておらず、建築物所有者への連絡等を大気汚染防止法所管部署が行う事が望ましいとされる理由が不明である。	1	は、災害発生時の対応について、関係部署と事前に協議しておくことが必要と考えます。 なお、石綿使用建築物等の把握において活用する大気汚染防止法の届出履歴としては、囲い込み及び封じ込めに係る履歴を想定しています。
2	6 全体	全体的に大気汚染防止法所管部署が石綿含有建材に係る専門性を持つかのような扱いとなっているが、全国的に自治体の大気汚染防止法所管部署の職員は環境衛生職が多いため、建築物に対する専門性は薄く、建築物の情報も、解体等の際に届出によって得られるのみである。 一方で、建築基準法所管部署は、アスベスト台帳や建築確認台帳により平常時から既存建築物の情報を把握している。また、国土交通省の建築物石綿含有建材調査者は、建築や建築行政、石綿分析業務に関する実務経験者が受験対象であり、大気汚染防止法に関する実務経験者についてはその他要件扱いとなっていることから、石綿含有建材に関する本来の専門家は、建築専門職の職員が所属する部署であると考えている。 マニュアルにおいて、大気汚染防止法所管部署が実施する又は実施することが望ましいとされているものについて、大気汚染防止法所管部署が中心となる理由が不明なものが多いため、本当に大気汚染防止法所管部署が実施することが望ましい役割か検討してほしい。あるいは、P.11に「法令等に基づく措置を除き、各自治体の組織・体制に応じて対応部署を変更することを妨げるものではない」とあるように、最終的な所管を各自治体が変更することを認めるのであれば、最初から大気汚染防止法所管部署を明記しないでいただきたい。	1	
2	7 全体	自治体の大気汚染防止法所管部署が単独又は連携の中心になって実施する又は実施することが望ましいとされている対応だけでも膨大な量となり、マニュアルにあるような対応を大気汚染防止法所管部署で実施するのは人員上の問題から不可能である。また、本来なら建築基準法所管部署や廃棄物処理法所管部署が中心となって実施すべき事項についても、注釈こそあるものの大気汚染防止法所管部署が中心になって記載されている場合がある。石綿による健康被害防止は、国土交通省や文部科学省等の部署がそれぞれの役割りに従って、国を挙げて取り組む必要があることから、多くの対応を環境省所管部局に委ねられなければならないような記載の仕方は避け、国土交通省、文部科学省、厚生労働省等、他機関の合意の元、役割分担を明確化する必要がある。環境省が単独で作成したマニュアルでは、実効性について十分とはいえない。	1	
2	8 全体	本改訂案には自治体の役割が記述されているが、国の地方事務所等の役割が記載されていないため、明記する必要がある。	1	本マニュアルは、自治体、建築物所有者、廃棄物処理業者等に参考としていただくことを目的に作成しているため、これらの方が災害時に実施する事項に関する記載を中心としています。

その他、今回募集したパブリックコメントの対象ではありませんが、アスベスト対策に関するご意見を以下のとおりいただきました。(アスベスト対策と無関係の意見は除いています。)

No.	意見の概要					
29	29 アスベスト台帳の整備と建築物のランク付けは平常時の重要課題である。災害時は応急対応に追われ、アスベスト対策は後手になる傾向があるため、 各自治体にアスベスト使用建築物把握のための組織及び責 把握を義務化すべき。					
30	解体等事前調査における「目視による判断」は、写真などにして共有し、アスベストの有無を判断するようにすべき。1人の経験豊かな人よりも、集団的合議での判断を奨励すべき。					
31	災害時に一般市民の避難所となる公共建築物については、改めて建築物石綿含有建材調査者による石綿含有建材の有無の調査を行う必要がある。その上で、石綿含有建材の劣化状況やアスベストの飛散の有無を確認するとともに、除去などの措置を計画的に実施することが必要。また、民間建築物においても同様の対策が可能となるよう、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)による補助が可能となるよう自治体ごとに要綱を作成し、広報する等、平時から備えておくことも重要である。					
32	災害時に一般市民の避難所となる公共建築物については、改めて建築物石綿含有建材調査者による石綿含有建材の有無の調査を行う必要がある。レベル3建材を含む石綿含有建材の、平常時からの適正な管理と除去計画 が必要である。	1				
33	アスベスト台帳の整備は、自治体によってはかなり遅れているため、早急に義務付ける必要がある。また、台帳の義務付けは吹付けアスベスト(レベル1)だけでなく、レベル2、3についても記載することが望ましい。	1				
34	リスクコミュニケーションの観点から、平常時において子供たちへのアスベスト教育や保護者への情報提供を各自治体が実施すべき。また、避難訓練などの際に住民等への石綿への注意喚起を実施すべきである。	6				
35	石綿環境モニタリングについては自治体のみでは行わず、石綿関係の調査機関、NGOなどと広くネットワークを組んで行うことが望ましい。	1				
36	石綿使用状況の把握に活用できるとされている情報には個人情報が含まれるものもあり、情報を所有している部署から情報提供を得ることが困難な場合等が想定されるため、建築物等における石綿使用状況の情報を所有して いる各部署に対して、情報提供が円滑にされるよう、国から通知を出す等の対応が必要。	1				
37	良好事例集(GPS=Good Practice Samples)を各章ごとに作成し、配布すべき。	1				
38	石綿の調査、分析について法的な資格要件がないこと、石綿含有建材の除去に登録制がないこと、作業場と周辺での測定義務がないこと等、平常時における基本的な体制が整備されていない。調査・分析の資格制度、除去のラ イセンス制度、建物所有者の調査の義務は最低限必要である。	3				
39	災害等発生時に小さな市町村が石綿について適切な対応をするための人的技術的な資源が圧倒的に不足している。大多数の市町村は大気汚染防止法の政令市ではなく、石綿がわかる職員がいないことから、市町村が公費解 体工事での石綿対策を適切に行うことは困難である。石綿含有建材は木造建物にも広く使用されており、大都市だけの問題ではなく、小さな市町村でも石綿について知識がある職員が常駐していることが重要。マニュアルだけで はなく、その実効性を担保する今後の対応が重要である。					
40	マニュアル改訂に終わらせず、自治体レベルで震災時のアスベスト飛散防止に関するリスクコミュケーションを促進させる取り組みを後押しすることが必要。	1				
41	緊急時には、環境汚染の被害が軽視されがちであり、特に都市部では、経済活動をできるだけ早く回復したいという力が働く。政府や自治体が、産業界、作業者に対して平常時から厳しい規制を行う必要がある。また、平常時において、緊急時のための防護手段のストック、関係者の運用トレーニング、正しい情報提供ができるシステム構築を行うことが重要であり、これらを規制力のある法律として定めるべきである。	1				
42	今回のマニュアル改定案は、順守義務や罰則等の強い法的拘束力がないため、不徹底なものとならざるを得ず実行力が乏しい。 また、業者や住民、行政の責任が明確にならず、責任の押し付け合いや矛盾が起こりかねない。	1				
43	災害時に配布された防じんマスクがきちんと装着されていない事例がみられたことから、防じんマスクの備蓄・配布だけでなく、防じんマスクの必要性の教育や、防じんマスクの装着・外し方の教育が必要である。平常時から自治 会や地域の住民、子ども達に対し教育していく必要がある。	2				
44	石綿含有建材調査者による評価・判断を法的に義務化する必要がある。 また、資格は公的な制度で認められたものとすべきである。	1				
45	レベル3建材を大気汚染防止法の規制対象とすべき。 また、外壁塗装剤のリシンなどの石綿含有仕上げ塗材や、下地調整剤についても、事前調査の対象とするべきである。	1				